公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団

マスコットキャラクター着ぐるみ作成業者　募集要項

公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団

１．業務名

「公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団

マスコットキャラクター着ぐるみ作成業務委託」

２．事業の目的

公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団は、平成２４年６月に設立２５周年を迎え、長期にわたり豊中市のスポーツ振興に携わってきた経験と実績をもとに『誰もが・いつでも・どこでも』安心で安全に楽しめる環境づくりを目標にしております。現在は、豊中市内の４体育館（豊島・柴原・庄内・千里）、２温水プール（二ノ切・豊島）と武道館ひびき・高川スポーツルームの指定管理者として管理運営を行いながら、財団のノウハウと地域や施設の特色を活かした事業を展開しています。

基本理念は、『市民が広くスポーツに親しみ、豊かな人間性の涵養と健康で活力に満ちた明るい市民活用の実現をめざします』

① 生涯スポーツの推進
② 各種市民団体との協働
③ 健康づくりへの支援
④ 効率的で多様なサービスの提供

を柱とした事業を進めてまいります。

この平成 25 年度に、キャラクター、ロゴマークの作成ともに、キャッチフレーズ、コーポレートカラーを決定しました。

キャッチフレーズ　→楽しく健康生活

意味：さまざまなライフステージに合わせたスポーツライフと、活力に満ちた健康生活への第 1 歩をサポートします。楽しめる環境づくりに一役買いたい、健康的な生活づくりにも一役買いたい。
楽しく豊かな健康生活の中の事業団をめざします。

コーポレートカラー→青(DIC141)　スポーツ・清潔
緑(DIC171)　安心・安全
黄(DIC167)　元気・健康

今後の財団の管理運営は、このキャッチフレーズ、コーポレートカラーを活かして行っていきます。

今回の業務は、当財団のマスコットキャラクターの着ぐるみを作成し、事業団の認知度の向上を図り、イメージの向上、ブランド価値を創出することにより、地域からの更なる支援の輪の拡大につなげることを目的としています。

３．業務の内容

別紙「公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団マスコットキャラクター着ぐるみ作成業務仕様書（以下「仕様書」という。)」参照

４．委託期間

平成 25 年８月 26 日(月)～平成 25 年 10 月 14 日(月)まで

５．委託限度額

50 万円（消費税及び地方消費税込み）

※上記金額は、見積もり提出に当っての目安（上限）となる額であり、委託額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することになるため、上記金額と必ずしも一致しない。

６．委託事業者の選考方法等

(1)　応募資格

① 本業務の受注能力を有するもの
② ８月 19 日(月)に開催する募集内容説明会に参加できること
③ 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
④ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でない者
⑤ 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。
⑥ 業務についての守秘義務を遵守できること。
⑦ その他財団との協議に柔軟、真摯に対応できること。
⑧ 委託期間中に実施する打ち合わせに参加できること。

(2)　説明会への参加

① **開催日時**：平成 25 年８月 19 日(月)13 時
② **開催場所**：豊中市立豊島温水プール　トレーニングルーム

⑶　質問事項の受付

① **提出方法**：電子メール・FAX とする。※電話は不可

② **提出期限**：平成 25 年８月 21 日（水）１７時まで

③ **提 出 先**　：当事業団　ＣＩプロジェクトチーム

※電子メール：zai-toyo-sport@tcct.zaq.ne.jp

※FAX：06-6865-6866

回答作成後に一括して電子メールにより回答を送付。

※回答送付予定日は８月 22 日㈭とする。

⑷　応募締切

本業務へ応募する場合は、業務応募申出書(様式 1)を提出するものとする。

①　**提出方法**：持参

提出期限：８月２３日㈮　　※15 時締切

②　**提 出 先**：〒561-0858

大阪府豊中市服部西町 5-1-1　豊中市立豊島温水プール内

公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団　CI プロジェクトチーム宛

⑸　見積書の作成

応募事業者は、次により見積書を提出する。

【選考】

仕様書の「４.業務の内容」記載の成果品を納入した場合の見積書

⑹　見積書の提出

①　**提出方法**：持参

提出期限：８月 23 日㈮　　※15 時締切

②　**提 出 先**：⑷の応募締切と同様。

⑺　選考方法

見積書により提示された金額により業者を選考する。

なお、選考結果については書面により通知する。この場合、審査結果の説明要求、異議等は受け付けない。

⑻　日程

①	募集要項配布期間	：平成 25 年　８月９日（金）から
②	募集内容説明会	：平成 25 年　８月 19 日（月）
③	質疑応答（受付期限）	：平成 25 年　８月２１日（水）まで
④	質疑応答（回答予定日）	：平成 25 年　８月 22 日（木）
⑤	業務応募申出書締切	：平成 25 年　８月 23 日（金）
⑥	見積書の提出期限	：平成 25 年　８月 23 日（金）
⑦	選考通知（業者選定）	：平成 25 年　８月26 日（月）
⑧	業務委託契約締結	：平成 25 年　８月２6日（月）
⑨	納品	：平成 25 年　１０月7日（月）

７．契約に関する留意事項

⑴　選考により受託業者に選ばれた応募事業者は、本業務に係る第一順位の契約交渉権を得るものである。

⑵　第一順位の契約交渉権を得た応募事業者と契約交渉を行い、合意に達した場合、提出された見積書の範囲内で契約を締結し、当該応募事業者を正式な受託業者とする。

⑶　上記⑵の契約交渉が不調に終わった場合、次順位の者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進める。

⑷　契約締結後、受託業者に契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、契約を解除することができるものとする。この場合、次順位の者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。

なお、失格事項は次のとおりとする。

①　提出書類に虚偽の記載をした場合
②　提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
③　本要項及び仕様書違反をした場合

⑸　上記⑷により契約を解除された受託業者は、契約解除に伴う損害について、財団に対して損害請求できないものとする。

（6）　納品後、成果品の商標登録が認められない場合は、受託業者は必要な補正について協力するものとする。なお、この場合の費用については、双方協議のうえで決定する。

８．その他

（１）提出に関わる費用は各社の負担とします。

（２）採用された場合は、一式を公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団に納品していただきます。

（３）採用作品の意匠、著作権、二次使用権その他一切の権利は公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団に帰属していただきます。

（様式 1）

業務応募申出書

平成　　年　　月　　日

公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団
理事長　桑村　三十三　様

応募事業者　住　所

社　名

印

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者
電　話
電子メール

「公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団
マスコットキャラクター着ぐるみ作成業務委託」について

公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団が行う上記業務に係る受託者募集に応募したいので、本業務の募集要項及び仕様書記載内容・条件・留意事項等を承諾のうえ、本書のとおり応募します。

公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団　マスコットキャラクター着ぐるみ作成業務仕様書

1　業務名

公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団マスコットキャラクター着ぐるみ作成業務委託

2　業務の趣旨・目的

当財団を象徴するキャラクターとして、イベント等で活躍し、市民に愛される着ぐるみを作成する。

3　納品日

平成25年10月7日（月）

4　業務の内容

別添キャラクター図案に基づき、忠実に着ぐるみ一式作成を行う。

（1）要件

（ア）屋内外、季節（夏の暑さ等）を問わずに、長時間の着用が可能な着ぐるみであること。

（イ）演技者が職員等の素人であることを前提としたものであること。
（高度な動きをせずとも十分にかわいい動きをアピールできるように）

（ウ）身長155～175ｃｍ程度の演技者が着用してもイメージを損なわないこと。

（エ）キャラクターは、公募での作成のため、別添応募者のコンセプトやデザイナーのコンセプトを含み、忠実にデザインを作成すること。

・からだの胴体はハンドボールとし、足は水鳥のような足ひれとすること。
・頭のてっぺんにバドミントンの羽をつけること。
・背中にバドミントンと卓球のラケットで羽をつけること。
・服装は道着を着ていること。
・外見はヒヨコをイメージさせること。

以上のイメージを損なうことの無いように作成すること。

（オ）演技者の体は外部から見えないようにすること。

（カ）視界をできるだけ広く、足下を見えやすくして、演技者と周囲の安全に配慮すること。

（キ）外部から、覗き窓や本体下部等を覗かれた場合であっても、容易に内部の構造や演技者が見えないようにすること。

（ク）型崩れ、破損、汚れ及び洗浄による色落ち等ができるだけ発生しない素材・形で作り、屋外の使用でも耐えうるものにすること。また、軽量化と重量バランスに優れたものにすること。

（ケ）素材はボア等を使用し、イベント等で幼児と触れ合う必要があるため、肌触りのよいものにすること。

（コ）手は物がつかめるつくりにすること。

（サ）足底は屋内、屋外どちらでも対応できるつくりにすること。また足部（靴部分）については歩きやすさに配慮するとともに、耐水性と通気性の両立に配慮すること。

（シ）持ち運びが容易にできること。

（ス）着ぐるみ等の突起部分については市民等に危害を及ぼさない素材や形状を用いること。

（ソ）汚損や著しい発刊が見込まれる部分については、部材の交換の仕組みを工夫し、必要な交換部材を付加すること。

（タ）着ぐるみの内素材については通気性や速乾性の高いものとし、構造については湿気が滞留しないように工夫し、だれでも容易に日常のメンテナンスができるようにすること。

⑵ その他

（ア）付属品

・着ぐるみを収納するケース（持ち運びが容易にできるもの。持ち手やタイヤ付）

・着脱可能なゴーグル

・洗剤及び洗浄器具等のメンテナンス用具

・メンテナンス及び取扱説明書

・着ぐるみ取り扱いに伴う注意事項。

・その他必要なもの。

（イ）その他作成の細かな部分については協議する。

5　著作権の取り扱い

別添の画像については、本件業務の応募以外使用しないこと。また、本件業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第21条～第28条に規定する権限）については、着ぐるみの納品を持ってすべて当財団に譲渡することとし、その旨、納品書に明記せねばならない。

6　その他

素材等本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議により業務を進めるものとする。